

月間所得額の計算方法

(世帯の所得金額の合計)

A. H30年間所得金額

B. 控除金額合計

C. 計算した月間所得額

$$\{ (\quad \text{円}) - (\quad \text{円}) \} \div 12 = (\quad \text{円})$$

下記の収入基準を満たすか確認してください。

- 一般世帯…………… C. 月間所得額が158,000円以下
- 裁量階層世帯（障がい者・高齢者・中学生以下の子どもがいる世帯等）… C. 月間所得額が214,000円以下

A. 年間所得金額

1. 給与所得者の場合

源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が年間所得金額になります。

2. 給与所得者以外の場合…自営業者、利子・配当所得のある人等

市町村長（税務課）が発行する課税証明書（所得証明書）の合計所得金額が、年間所得金額になります。

3. 平成30年1月2日以降に新・再就職した方、又は事業を開始した方

勤務先等が記入した勤務証明書等をもとに、年間収入に換算してから所得金額を算出します。

詳しくは、担当課にお尋ねください。

B. 控除金額

	控 除 の 種 類	内 容	控 除 額
基本的 控除	①同居親族	申込者を除く扶養親族（所得税法の扶養親族）	380,000 円×（ ）人 （家族数－1人）
	②非同居の扶養親族		
	③婚約者	内縁関係を含む（住民票で「未届けの夫（妻）」と記載があること）	
その 他 の 控 除	④老人扶養親族	扶養親族のうち70歳以上で所得金額が38万円以下の人（配偶者は老人控除対象者に限る）	100,000 円×（ ）人
	⑤特定扶養親族	扶養親族のうち16歳以上23歳未満で所得金額が38万円以下の人	250,000 円×（ ）人
	⑥寡婦・寡夫	所得のある寡婦・寡夫で所得金額が500万円以下の人	270,000 円×（ ）人 所得が27万円以下のときは当該所得
	⑦障がい者	・身体障がい 3～6級 ・精神障がい 2・3級 ・知的障がい B1・B2	270,000 円×（ ）人
	⑧特別障がい者	・身体障がい 1・2級 ・精神障がい 1級 ・知的障がい A1・A2	400,000 円×（ ）人

収入基準の早見表

※下記の早見表により、収入基準を満たしているかどうか確認することができます。

ただし、全ての世帯が早見表を使って判定できるわけではありません。次の(1)～(3)の全てに該当する場合のみ、下記の早見表で判定ができます。

- (1) 収入のある方が1人のみである
- (2) 年金を受給している方がいない
- (3) 「P8、B控除金額」の②、④～⑧に該当する方がいない

給与所得者の早見表……※源泉徴収票では、「支払金額」欄を確認してください。

●原則階層世帯（一般世帯）

(単位：円)

同居親族の数（申込者以外）	0人	1人	2人	3人	4人
支払金額（源泉徴収票）	2,967,999 以下	3,511,999 以下	3,995,999 以下	4,471,999 以下	4,947,999 以下

●裁量階層世帯（障がい者世帯・高齢者世帯・中学生以下の子どもがいる世帯等）

(単位：円)

同居親族の数（申込者以外）	0人	1人	2人	3人	4人
支払金額（源泉徴収票）	3,887,999 以下	4,363,999 以下	4,835,999 以下	5,311,999 以下	5,787,999 以下

自営業者等の早見表……※確定申告の、「所得金額」欄です。

●原則階層世帯（一般世帯）

(単位：円)

同居親族の数（申込者以外）	0人	1人	2人	3人	4人
所得金額（確定申告）	1,896,000 以下	2,276,000 以下	2,656,000 以下	3,036,000 以下	3,416,000 以下

●裁量階層世帯（障がい者世帯・高齢者世帯・中学生以下の子どもがいる世帯等）

(単位：円)

同居親族の数（申込者以外）	0人	1人	2人	3人	4人
所得金額（確定申告）	2,568,000 以下	2,948,000 以下	3,328,000 以下	3,708,000 以下	4,088,000 以下